

○高山市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成27年10月29日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、高山市消防団に積極的に協力している事務所又は事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 個人及び法人その他の団体の個々の事務所又は事業所をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認めた事業所等をいう。
- (3) 表示証 消防団協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した消防団協力事業所表示証をいう。

(表示証の交付申請)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に高山市消防団協力事業所表示申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次に掲げる基準の全てに適合していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 事業所等に常時勤務する法人の役員及び当該法人が雇用する使用人（法人でない者にあつては、事業を行う個人及び個人が雇用する使用人）のうち、高山市消防団員である者の数が、1人以上であること。
- (2) 労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて、使用人が消防団員として活動を行う場合における賃金、労働時間その他の労働条件について、当該使用人以外の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定があること。

(審査)

第5条 市長は第3条による申請があつた場合は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所等は除く。）に表示証（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、当該市町村と協議

の上、当該市町村と連名で表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、表示証の表示及び消防団協力事業所表示マークに表示証を交付した市町村等の名称、交付された年月等を付した表示（以下「表示証等」という。）を表示することができる。

2 表示証等は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

3 表示できる表示証等の様式については、交付された表示証のほか、交付された表示証又は消防団協力事業所表示マークの寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は、表示証の交付に際して高山市消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、認定の日から2年とする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けたときは、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年まで延長する。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等は、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 消防団協力事業所は、第1項の有効期間を更新しようとする場合は、当該有効期間の満了前30日までに高山市消防団協力事業所表示申請書により再申請しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他消防団協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は相手方に対し当該認定を取り消す理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第11条 市長は、消防団協力事業所を認定したときは、その旨を公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、高山市消防本部消防総務課において所掌する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。